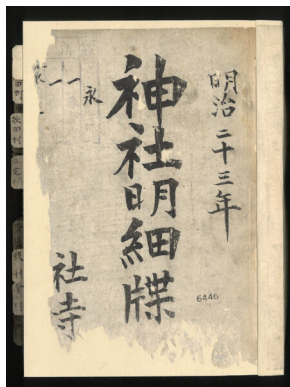


大分県

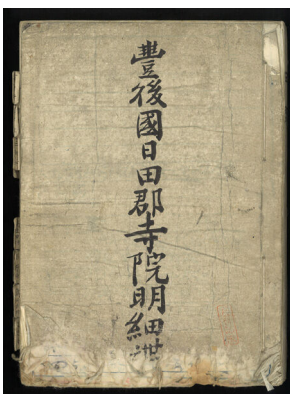
# 公文書館だより



第29号  
令和4年3月



A『社神明細牒 明治二十三年(大野郡)』



B『豊後国日田郡寺院明細牒』



写真① 松栄神社(大分市)『神社一件 明治二十四年～二十九年』

## 大分県の社寺明細帳

社寺の歴史を調べる上で重要な資料に「社寺明細帳」「寺院明細帳」があります。これらは社寺管理のため明治政府の命により各府県が数度にわたって実態調査を実施し作成した公式管理台帳で、明細帳に記載されていない場合、その社寺は廃止されたものとされました。神社と寺院の行政上の扱いは異なりますが、戦後の昭和二〇年代まで使用され続けています。

大分県が所蔵する明細帳には、書名に「明治二十三年」と年代がつけられたものAと、「豊前国」または「豊後国」と旧国名がつけられたものBがあります。

Aは、明治二二(一八八九)年の市町村制の施行にあたり実施された町村合併による行政区画変更に対応して、それまでの調査結果を県が整理し直したものと考えられます。

Bは、Aより後に作成されたものと考えられ、明治三〇年代から昭和二〇年代までの訂正・変更・廃止等の書き込みがなされています。

A・B共に簿冊の始めには「大分県」と印刷された用箋に書かれた神社・寺院名目録があり、インデックスが付けられ、利用の便が図られています。

なお、郡によつては他の調査年のものもあり、また、寺院の明細帳には「明治二十三年」と書かれています。が、明治五(一八七二)年の調査結果をまとめた『本末一派寺院明細帳』もあります。

### 記載されている項目

所在地、名称、祭神・本尊、由緒、建物、境内坪数・地種、境内神社・仏堂、境外所有地、氏子・檀家、県庁までの距離

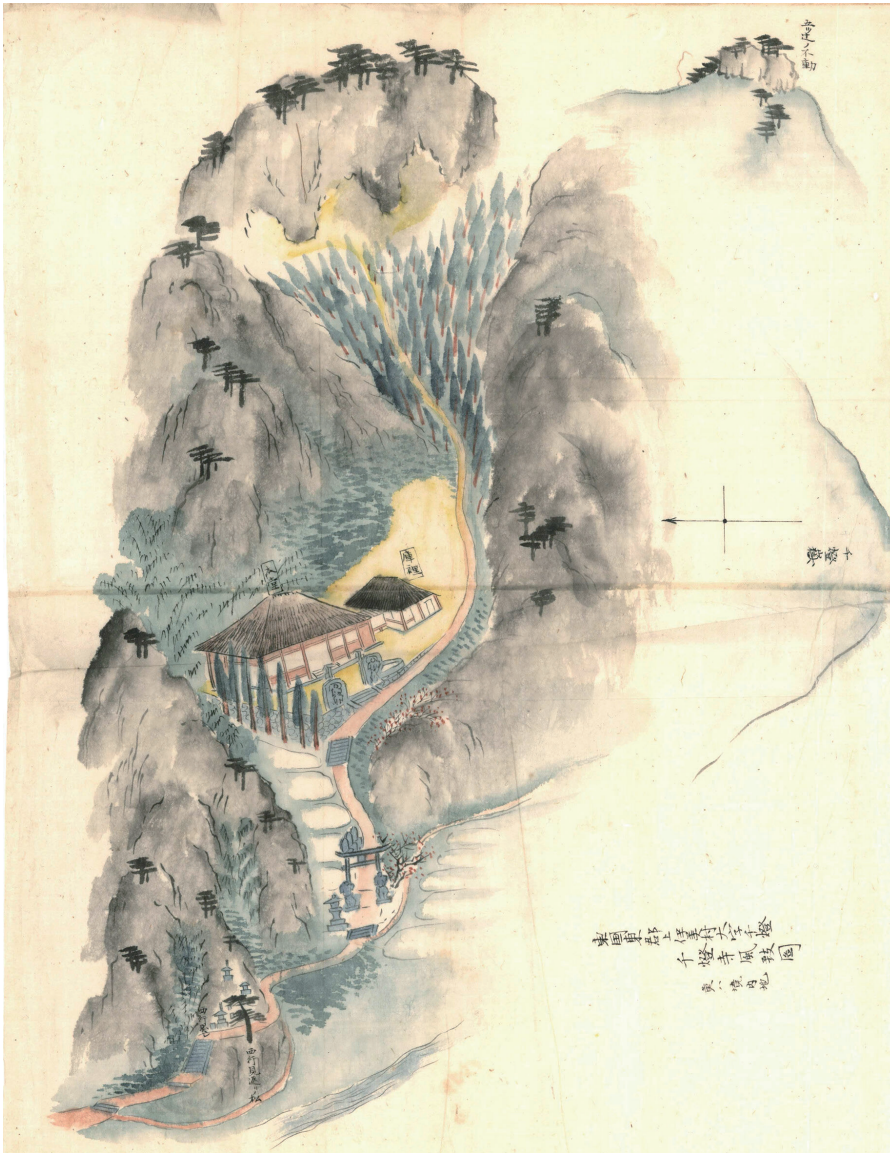


## 公文書の中の社寺の姿

社寺関係の文書の中には、社寺とその周辺の様子を描いた風致図や建物図が添えられているものがあり、中にはこの絵図を通してしか知り得ない往時の姿を伝えるものもあります。いくつかをご紹介します。

写真①(前頁)松栄神社(大分市)『神社一件 明治二十四年〜二十九年』

明治二八(一八九五)年に出された社格昇進願に添えられた絵図です。松栄神社が大分市都町(当時の地名は大分町堀川町)に鎮座していた時の様子を伝えていきます。明治二〇(一八八七)年三月に大分市牧からこの地に遷座し、明治三三(一九〇〇)年には現在地の府内城北側に再び遷座しています。



写真② 千燈寺(国東市国見町)『東国東郡社寺図面綴』



写真③『神社慣例 明治三十年調』

写真②千燈寺(国東市国見町)『東国東郡社寺図面綴』

明治時代後半から大正時代と思われる千燈寺の姿です。現在の千燈寺は昭和初期に山麓に移転しており、旧千燈寺跡を含む千燈岳一帯は、現在六郷満山ふれあい森林公園として整備されています。

また、写真③『神社慣例 明治三十年調』は、明治二七(一八九四)年から明治三〇(一八九七)年にかけて調査した祭祀に関する記録です。記述様式は郡によって異なりますが、鎮座地・社格・神社名・例祭日が記録されています。

これら社寺の歴史と姿を伝える資料が、地域の歴史と景観の移り変わりへの理解を深め、その魅力の再発見につながることを願っています。



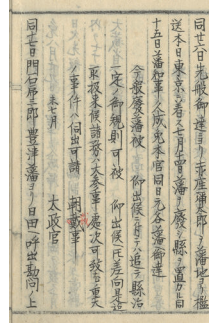
# 廃藩置県一五〇年 大分県の誕生と郡・町村の変遷

## すぐに誕生しなかった大分県

本年度は、廃藩置県が実施されて一五〇年目にあたります。

ここでは、現在の大分県域が誕生していく過程の前後の状況と、その後の郡・町村の変遷などについて、当館所蔵資料を通じて紹介します。

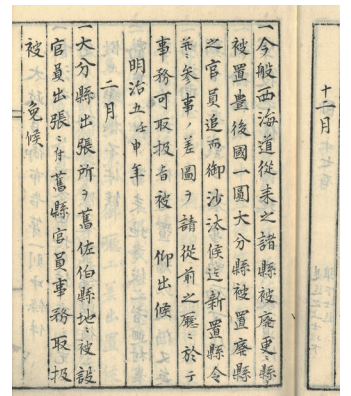
【**廃藩置県**】廃藩置県実施の様子が記されている『旧藩事蹟調 岡県』には、「藩知事」が明治四（一八七二）年七月でお役御免になり、「諸務」大参事（この頃までは事務長のような役。のちの県令・県知事の代理に該当する「参事」とは異なる。）を中心に「処分」されること書かれています（写真①）。しかしながら明治四年七月時点では、例えば、府内県、日出県、杵築県、佐伯県、中津県、岡県、森県などが成立しただけで、大分県という呼び名はまだ登場していません。



写真① 『旧藩事蹟調 岡県』

【**大分県の誕生**】府内県、杵築県、佐伯県などが統一されて大分県が誕生するのは、廃藩置県実施後の四か月後のことです。

【**旧藩事蹟調** 佐伯県・臼杵県】によると、明治四（一八七二）年一月（記述は二月）に、「豊後国一円」に「大分県」が置かれ、「廃藩置県の官員」が、「新置県令并参事ノ差図ヲ請」け、「従前之庁ニ於テ事務取扱」つよう「仰出」されたことが記されています（写真②）。

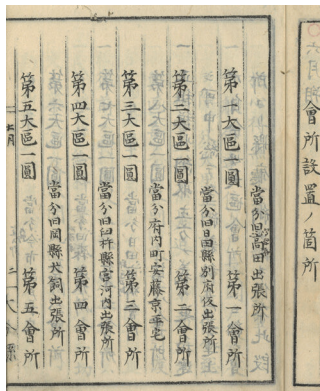


写真② 『旧藩事蹟調 佐伯県・臼杵県』

## 大区小区制から郡区町村編制法へ

【**大区小区制**】大区小区制は、新しい地方自治制度として大分県（下毛郡・宇佐郡未編入時）でも導入されました。

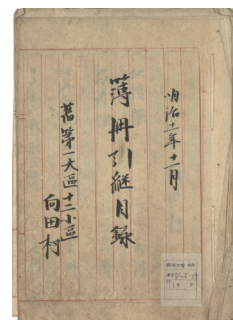
当時の大分県では、旧府内県など多数の旧県が統一された経緯があるため、旧県各地に出張所が設置されていましたがまもなく廃止され、明治五（一八七二）年六月に大区「会所」が大区ごとに設置されます。『**縣治概畧** 一』には、その設置場所が示されています（写真③）。ところが同年一月、県中四郡一揆が起き、明治六（一八七三）年三月に大区「会所」は、区長制とともに廃止されています。



写真③ 『縣治概畧 二』

【**郡区町村編制法**】明治一（一八七八）年、郡区町村編制法が制定されます。それまで実施されてきた大区小区制を廃止し、明治維新以前の郡や町

村に戻すというものでした。当館には、郡区町村編制法制定に伴い小区域の行政事務を向田村（現国東市国見町字向田）が引き継いだ際に作成された『**簿冊引継目録** 向田村』があり、近隣村の大熊毛村・小



写真④ 『簿冊引継目録 向田村』

熊毛村でも作成されていました。

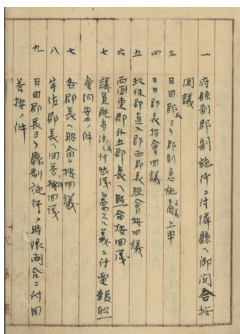
## 連合戸長役場時代、そして町村制時代へ

明治一（一八七八）年の郡区町村編制法制定後、大分県では、旧来の町村の間で、戸長役場や町村会の連合化が進んでいきます（写真⑤）。



写真⑤ 『府県会・区町村会・衛生会・備荒儲蓄・地方税・営業雑種種類制限規則合巻』

例えば、現臼杵市の一部となった旧井村・旧稲田村・旧藤河内村の間では、明治一八（一八八五年）に村会が連合し、その後明治二二（一八八九）年に合併して下北津留村になります。なお、この明治二二年の町村合併は、国の町村制施行を先取りする形で行われたものです。そして、明治二四（一八九一）年には、府県制・郡制も施行され、新しい町村制時代を迎えます（写真⑥）。



写真⑥ 『郡制關係 明治二十四年』

## デジタル化画像を公開しました！

令和3年10月から、当館ホームページ内で、当館所蔵資料のデジタル化画像を公開しました。  
インターネットに接続した端末から、「いつでもどこでも・ごなたでも」当館が所蔵する貴重な資料画像をご覧いただけます。

今回は、公開されている資料の一部を紹介いたします。

『**県治概略 第一 自辛未十一月至壬申五月**』  
(明治4(1871)年11月～明治5(1872)年5月)  
「県治概略(けんちがいはく)」は、明治4(1871)年11月から明治12(1879)年12月までの間に、大分県が県民へ出した布達や伺・届等が編年で纏められたもので、「大分縣用箋」3292丁に墨書された全25巻の和綴本です。内容は政治・経済分野など多岐にわたっており、草創期の大分県政を知る上で欠かすことができない史料群です。今回は全25巻のうちの第1巻を掲載しています。



『**官省進達留 壬申一月～六月**』

明治5(1872)年1月から6月までの大分県から国への報告や伺いなどを綴じた簿冊です。明治5(1872)年1月に大分県初代長官(後の知事にあたる)の森下景端(もりしたかげなお)が元府内県に到着したことを申し出た「到着御届書」、仮庁舎を旧本陣幸松平三郎宅(大分市勢家町)に設置した旨の報告「仮庁御届書」など、貴重な史料が多く収められています。

公開資料点数はまだわずかですが、今後も更なる充実に向けて努めたいと考えています。  
なお、掲載している画像についての転載・展示・放送などの二次利用を希望する場合は、当館までご連絡をお願いします。

## 記録史料保存セミナーの開催

令和3年11月4日(木)に、大分県歴史資料保存活用連絡協議会と別府大学の共催による「記録史料保存セミナー」を開催しました。

市町村の文書管理や文化財の担当者を始め、一般県民の方々、別府大学の学生ら61名にご来場いただき、講演2題と、針谷別府大学教授をコーディネーター、講師2名をパネリストに意見交換を行いました。



## 「何がわかる？公文書管理条例の制定、公文書館の設置―香川県三豊市の場合―」

香川県三豊市文書館 宮田 克成氏

三豊市文書館が設置されるまでの経緯や概要についてのお話、保存年限の見直しによる業務の効率化・書庫スペースの削減等の取組の説明がありました。また、文書の電子化、フリーアドレス制の導入、自治体DXの取組についても紹介していただき、今後の取組の参考となる貴重なお話をうかがうことができました。

## 豊後大野市資料館の開館について

豊後大野市資料館 諸岡 郁氏

令和3年7月17日に図書館との併設施設としてオープンするまでの経緯と施設の概要、これからの課題などの説明がありました。特に、これまでの市内の歴史・民俗に加え、日本ジオパーク認定とユネスコエコパーク活動の周知が求められる社会教育施設としてのあり方を検討していく中で、子ども目線で展示を考え市民に愛される施設を目指したというお話が強く印象に残りました。

## お知らせ

当館は、明治期以降の大分県に関する資料を収蔵しています。所蔵資料の利用や大分県に関すること、お調べになりたいことなどがありましたら、お気軽にご相談ください。  
なお、資料の利用制限審査のため、利用するまでに日数を要する場合があります。できるだけ、来館前に目的の資料内容等についてご相談ください。

## 利用案内

利用時間▶ 午前9時～午後5時  
休館日▶ 日曜日・月曜日・年末年始・特別整理期間・国民の祝日(日曜日または月曜日と重なった場合は火曜日)

編集・発行

大分県公文書館 〒870-0008 大分市王子西町14番1号  
TEL▶097-546-8840 FAX▶097-546-8849  
HP▶<https://www.pref.oita.jp/site/346/>  
Mail▶[a11103@pref.oita.lg.jp](mailto:a11103@pref.oita.lg.jp)  
発行日 2022(令和4)年3月23日

